

綸-rin-net 会則

(名称)

第1条 本会は、綸-rin-net（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、困難を感じる子どもと保護者（大人）に対する支援事業、目的を同じくする団体同士の連携事業を行い、全ての子どもと保護者が夢と希望を持って生活できる世の中を目指す。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する事業を実施する。

1. 居場所づくり事業
2. 学習支援事業
3. 広報事業
4. 団体同士の連携事業
5. その他本会の目的を達成するための事業

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の3種類とする。

(1) 運営会員は、本会の目的に賛同し入会を行い、本会の運営に関与する意思を示した個人とする。

(2) 一般会員は、本会の目的に賛同し入会を行った個人とする。

(3) 一時会員は、本会の目的に賛同し、上述の事業に参加するために一時的に入会を行った個人とする。

(4) 団体会員は、本会の目的に賛同し入会した団体、または、この団体による支援を受けることができる団体とする。

(5) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局長あてに提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は総会において毎年度決定することとする。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を事務局長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、運営会議の承認を得て退会したものとみなす。

(1) 本人の死亡、または会員である団体が解散したとき。

(2) 3年間連続して会員継続の意思が確認できないとき。

(3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(役員)

第 9 条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表 1名

副代表 1～2名

事務局長 1名(兼務可)

会計 1名(兼務可)

監査役 若干名

(役員の仕事)

第 10 条 代表は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副代表は、会長を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

4 会計は、本会の出納事務を担当する。

5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第 11 条 代表、副代表(および事務局長)の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

2 事務局長は代表が指名する。

3 会計は、事務局長(会長)が指名する。

4 監査は、全会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第 13 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第 14 条 本会の総会は、毎年 1 回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

- 2 総会の構成は、運営会員をもって構成する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
 - (3) 本会の解散
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 4 本会の会議は、代表が召集する。
- 5 総会の議長は、代表がこれに当たる。
- 6 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 7 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子的方法をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

電子的方法は、以下の方法とする

- (1) 正会員が電子メールを団体に送信する方法
 - (2) 正会員が団体のホームページまたは SNS に書き込む方法
 - (3) 正会員が電子媒体等に記録し、団体に送付する方法
- 8 前項の規定により表決した正会員は総会に出席したものとみなす。
 - 9 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(運営〔役員〕会)

第 15 条 運営（役員）会は、代表、副代表、事務局長をもって構成する。

2 運営（役員）会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第18条 本会の資産は次に掲げるものによって充てる

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金および助成金
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会則の変更)

第19条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 本会は、会計、人事の安定から当面の間は櫛子ども会の支部として活動する。

付 則

1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。